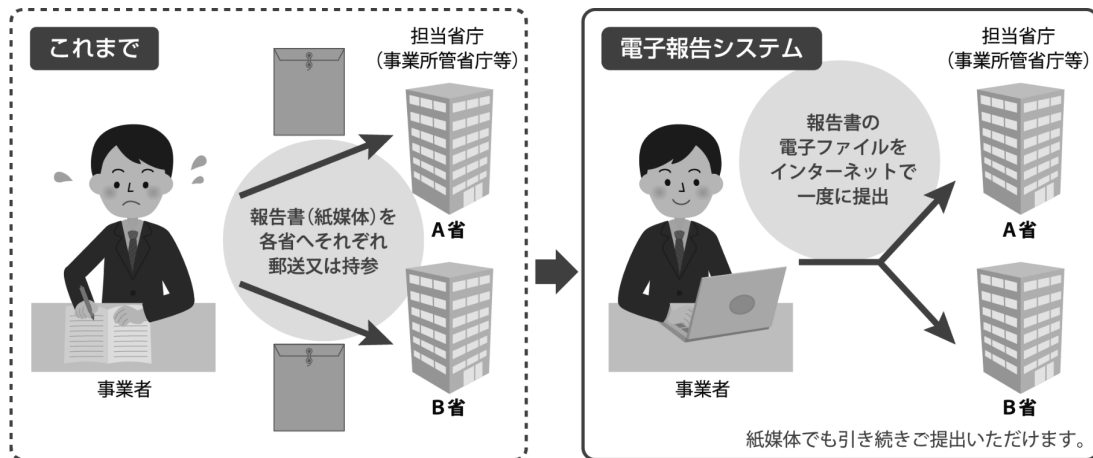


## 【7】省エネ法・温対法電子報告システム

### 省エネ法・温対法電子報告システムとは

省エネ法及び温対法に関する各種届出書や報告書を、インターネット上で提出することができる全省庁共通のシステムです。



※電子報告システムの登録及び利用には費用はかかりません。ぜひご利用をお願いします。

### 電子報告システム利用のメリット (1/2)

	これまでの紙の提出では・・・	電子報告システムを使うと・・・
報告書提出に伴う作業の低減	紙の報告書の郵送又は窓口へ持参する必要がある。	→ システム上で提出が完了するため <u>紙での提出は不要</u> です。
	事業内容によっては複数の事業所管省庁へそれぞれ郵送又は窓口へ持参する必要がある。	→ 複数の省庁にも <u>一回の操作で一括提出が可能</u> です。
差戻し項目・回数の低減	入力ミス等により何度も事業所管省庁から差戻しを受けることがある。	→ システムによる形式チェックにより <u>提出前に入力ミス等の検出が可能</u> なため、差戻しの項目数や回数の減少につながります。

## 電子報告システム利用のメリット（2/2）

それ以外にも、以下に示すようなメリットがあります。

### ■過年度報告内容の確認

- ✓ 本システムで提出した報告書について、直近5年度分の報告内容を確認することが可能です。

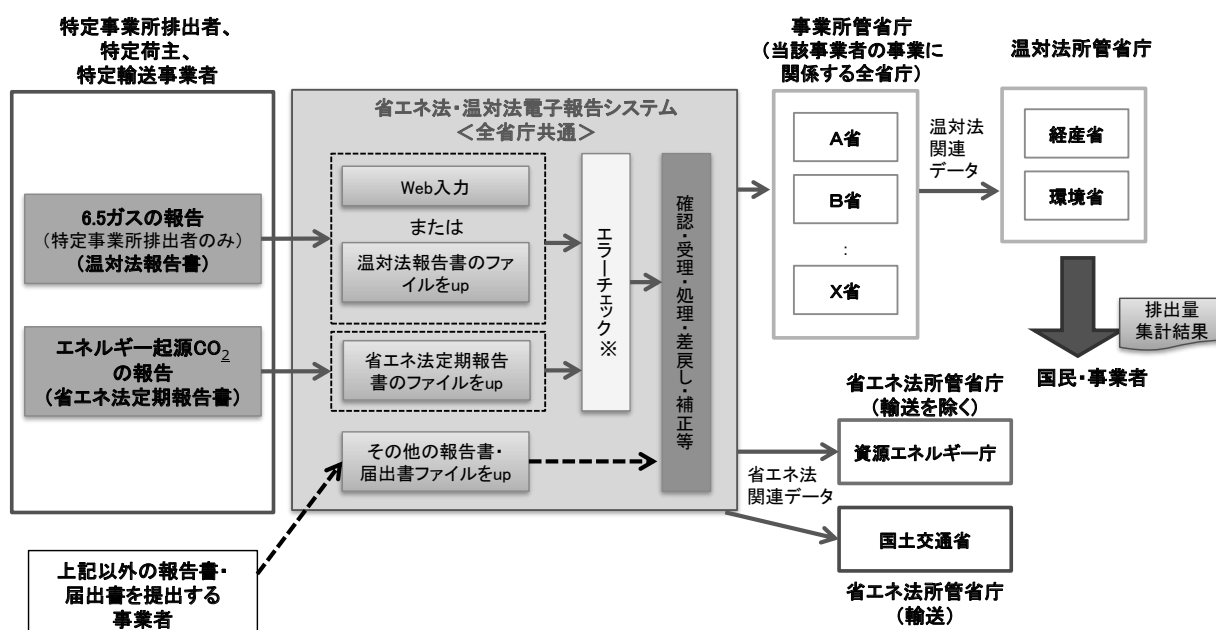
### ■多様な届出書・報告書の提出が可能

- ✓ 省エネ法定期報告書や温対法報告書に加えて、省エネ法に関する各種届出書等の書類が提出可能（提出可能な書類一覧は**32ページ**）です。

### ■ 報告書処理状況の確認

- ✓ 提出した報告書の省庁での処理状況（提出、受理、差戻し等）がシステム上で確認可能です。

## システムの全体概要



※エラーチェックは温対法に関係する部分のみ実施します。省エネ法・温対法電子報告システムから提出した過年度データのある場合には、比較チェックも実施します。

# 対象とする報告書等

- 対象とする報告書等 本システムは省エネ法及び温対法に係る以下の報告書等を扱います。

省エネ法（特定事業者、特定連鎖事業者又は認定管理統括事業者）	
特定事業者、特定連鎖事業者又は認定管理統括事業者	○定期報告書 ○中長期計画書
届出書を提出する事業者	○エネルギー使用状況届出書 ○特定事業者、特定連鎖事業者指定取消申出書 ○管理統括者、管理企画推進者兼任承認申請書 ○管理統括者、管理企画推進者選任解任届出書 ○指定工場等指定取消申出書 ○管理者、管理員兼任承認申請書 ○管理者、管理員選任解任届出書 ○認定管理統括事業者に係る認定申請書 ○連携省エネルギー計画認定申請書 ○連携省エネルギー計画変更申請書 ○連携省エネルギー計画の軽微な変更の届出書 ○連携省エネ実施の非特定事業者定期報告書 ○確認調査報告書
省エネ法（特定荷主又は認定管理統括荷主）	
特定荷主又は認定管理統括荷主	○定期報告書 ○中長期計画書
届出書を提出する事業者	○貨物の輸送量届出書 ○特定荷主指定取消申出書 ○認定管理統括荷主に係る認定申請書 ○荷主連携省エネルギー計画認定申請書 ○荷主連携省エネルギー計画変更申請書 ○荷主連携省エネルギー計画の軽微な変更の届出書 ○連携省エネ実施の非特定荷主定期報告書
温対法関連	
特定排出者	○温対法報告書（様式第1、様式第2）
省エネ法（特定輸送事業者又は認定管理統括貨客輸送事業者）	
特定輸送事業者又は認定管理統括貨客輸送事業者	○定期報告書 ○中長期計画書
届出書を提出する事業者	○輸送能力届出書 ○特定輸送事業者指定取消申出書 ○認定管理統括貨客輸送事業者に係る認定申請書 ○連携省エネルギー計画認定申請書 ○連携省エネルギー計画変更申請書 ○連携省エネルギー計画の軽微な変更の届出書 ○連携省エネ実施の非特定事業者定期報告書

※温対法報告書 様式第1の2「権利利益の保護に係る請求書」は本システムでは報告できません。  
権利利益の保護に係る請求を行う場合は、電子報告ではなく、全ての報告書を紙媒体で窓口へ郵送又は持参してください。

## システムの利用環境

本システムはWebシステムとして実装しております。

利用者は、PC端末に特別なアプリケーションをインストールすることなく、Internet Explorerなどの標準ブラウザやMicrosoft Office、Adobe Readerなどの一般的なミドルウェアのみでシステムを利用できます。

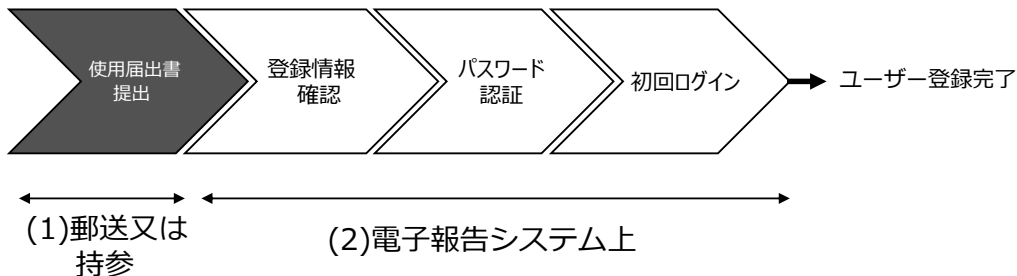
### ■ 推奨するPC利用環境

・ CPU	: 2GHz 以上
・ メモリ	: 2GB 以上
・ HDD	: 10GB 以上
・ ディスプレイ	: (内蔵) 14 インチ、解像度 : 1,366×768 ドット以上 (外部) 19 インチ、解像度 : 1,280×1024 ドット以上
・ OS	: Windows 7 (32bit, 64bit) 以降
・ ブラウザ	: Internet Explorer 11 Google Chrome 74.0.3729.131
・ その他	: Microsoft Office 2010、Adobe Reader DC以降

# システムのユーザー登録方法（1/7）

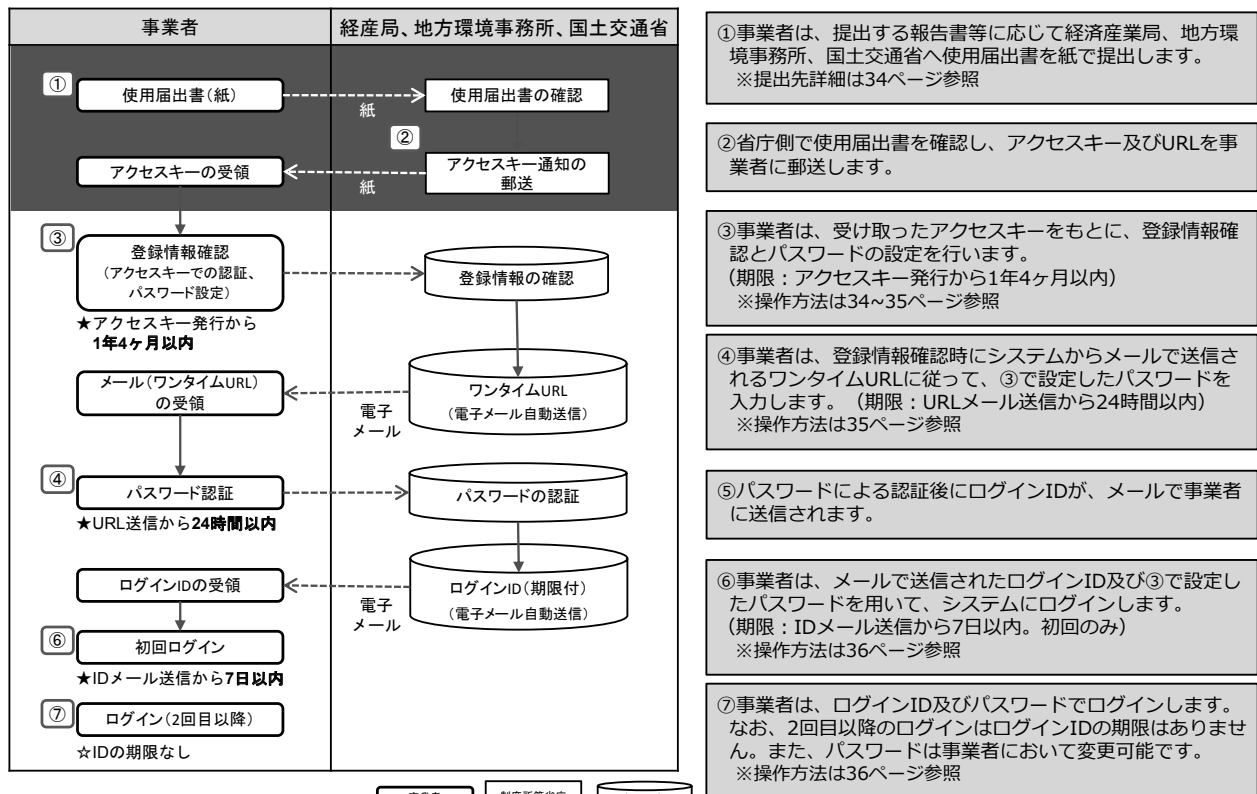
システムへのユーザー登録に当たっては、(1)郵送又は持参による手続きと、(2)電子報告システム上の手続き※が必要となります。

※システムからのメール受信も含む



# システムのユーザー登録方法（2/7）

## ■ 事業者による利用申請～ログイン（業務フロー）



# システムのユーザー登録方法（3/7）

## ■ 使用届出書の提出（33ページ 業務フロー①）

使用届出書の届出先及び届出様式は、電子報告を行う事業者の種類に応じて異なります。

対象事業者		届出様式	届出先（*1）
省エネ法	特定事業者、特定連鎖化事業者、 認定管理統括事業者、 特定荷主 又は 認定管理統括荷主	省エネ法様式第43 （*2）	経済産業局
	特定輸送事業者 又は 認定管理統括貨客輸送事業者	省エネ法様式第27 （*3）	国土交通省又は 地方運輸局
温対法	特定排出者 （エネルギー起源CO <sub>2</sub> 以外のガス のみを報告する事業者）	温対法様式第4 （*3,*4）	経済産業局又は 地方環境事務所

- \*1：経済産業局、地方環境事務所又は地方運輸局は、事業者の主たる事業所の所在地を管轄する経済産業局、地方環境事務所又は地方運輸局となります。また、いずれの届出先の場合も紙媒体で提出します。
- \*2：e-Gov電子申請システムの使用届出と共通様式となります。経済産業省へ省エネルギー法定期報告書等を提出するために、e-Gov電子申請システムのID番号を既に有している場合は、ID番号の付与を受けた経済産業局窓口に相談ください。
- \*3：省エネルギー法（特定事業者、特定連鎖化事業者又は特定荷主）による電子報告の使用届出を既に行っている場合は、改めて届出する必要はありません。
- \*4：省エネルギー法（特定輸送事業者）による電子報告の使用届出を既に行っている場合は、改めて届出する必要はありません。

※フロン法電子報告システムのIDを既にお持ちの事業者は、別紙様式を併せて提出いただければ、フロン法電子報告システムと同じID・パスワードを省エネ法・温対法電子システムでも使用することができます。（上表の中列に示す使用届出様式（省エネ法様式第43、同様式第27又は温対法様式第4のいずれか）と別紙様式の2種類をご提出下さい。）

# システムのユーザー登録方法（4/7）

## ■ 登録情報確認（33ページ 業務フロー③）

ユーザ情報管理：利用申請

アクセス情報入力

アクセスキー	<input type="text"/>	<半角文字10文字まで>
特定排出者番号	<input type="text"/>	<半角数字9文字まで>

郵送で受領したURLから**利用申請確認画面**※にアクセスの上、アクセスキーと特定排出者番号を入力し、「**利用申請確認画面へ**」ボタンを押下します。  
※ログイン画面のURLとは異なります。

アクセスキーと特定排出者番号を入力して「利用申請確認画面へ」ボタンを押してください。

利用申請確認画面へ

特定排出者番号は、温対法に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」ウェブサイト上から「特定排出者コード検索」により事業者ごとの番号を確認の上、9桁の番号を入力してください。

<温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度  
特定排出者コード検索>  
<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/search>

本操作は有効期限内(アクセスキー発行後**1年4ヶ月以内**)に行ってください。

次頁へ

# システムのユーザー登録方法（5/7）

## ■ 登録情報確認（続き）

ユーザー情報管理: 利用申請確認

アクセス情報		アクセスキー	J+vT9Ld3VI
ユーザー情報入力			
ユーザー種別	事業者		
特定排出者コード	100000009		
特定事業者番号(特定連鎖化事業者番号)	※省エネ法(特定事業者-特定連鎖化事業者)のみ	2000005	<全角数字7文字以内> 本事項を修正する場合には、電子申請使用の事前届出を行った窓口で電子情報処理組織使用変更届出書の提出が必要です。
特定荷主番号	※省エネ法(特定荷主)のみ	300005	<全角数字6文字以内>
特定輸送事業者指定番号	※省エネ法(特定輸送事業者)のみ	4000000005	<全角数字10文字以内>
事業者名	事業者名2 <全角50文字以内> 本事項を修正する場合には、電子申請使用の事前届出を行った窓口で電子情報処理組織使用変更届出書の提出が必要です。		
事業者名(ふりがな)	じょうしゃめい <全角50文字以内> 本事項を修正する場合には、電子申請使用の事前届出を行った窓口で電子情報処理組織使用変更届出書の提出が必要です。		
都道府県名	東京都 本事項を修正する場合には、電子申請使用の事前届出を行った窓口で電子情報処理組織使用変更届出書の提出が必要です。		
郵便番号	100-0002 <半角数値3-4文字> 例: 123-4567 本事項を修正する場合には、電子申請使用の事前届出を行った窓口で電子情報処理組織使用変更届出書の提出が必要です。		
メールアドレス	<全角254文字以内> 例: aaa@aa.jp		
パスワード	パスワード(※確認用)		

入力したユーザー情報をご確認頂き、修正・追加する必要がある場合は入力してください。よろしければ、「利用者申請完了画面へ」ボタンを押してください。また、登録内容を再修正する場合は、ログインID取得後ログイン後のメニューより行えます。

**【利用申請確認】** 画面で登録内容を確認するとともにパスワードを設定します。また、必要に応じて担当者等を追加します。

**パスワードは、大文字・小文字・数字・記号を含む8文字以上で設定してください。**

利用者申請完了画面へ

# システムのユーザー登録方法（6/7）

## ■ パスワード認証（33ページ 業務フロー④）

温室効果ガス排出量 電子申請システム

(1)登録情報確認が完了すると、システムから事業者宛にメールが送信されます。メールに記載されているワンタイムURLを押下すると、【ワンタイムURL】画面が開きます。

ワンタイムURL

パスワード入力

パスワード <半角英数字10文字まで>

パスワードを入力し、「ログインID発行」ボタンを押して下さい。ご登録されているメールアドレスへ、発行されたログインIDが送信されますので、ご確認の上、TOP画面よりログインを行って下さい。

ログインID発行

(2)利用申請確認画面で設定したパスワードを入力します。

(3)ログインID発行ボタンを押下します。

本操作はワンタイムURLの有効期限内（URL送信から24時間以内）に行ってください。

- パスワードによる認証が完了すると、システムから事業者宛に「ログインID」をお知らせするメールが送信されます。
- メールに記載されたログインIDと、利用申請確認画面で設定したパスワードを用いてシステムにログインします。

初回のログインは有効期限内（メール受信後7日以内）に行ってください。

# システムのユーザー登録方法（7/7）

## ■ ログイン（33ページ 業務フロー⑥、⑦）

温室効果ガス排出量 電子申請システム

**ログイン**

本システムの稼働時間は7:30～23:00です。

ログインID

パスワード

キャプチャ認証

パスワードを忘れた場合は、電子申請使用の事前届出を行った窓口へ連絡してください。

**新着情報**

**関連情報**

メンテナンスの予告などの案内情報を表示します。

関連WebサイトのURLや本システムの操作説明書を掲示します。

[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/summary](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary)  
[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/proc](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/proc)  
[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/ninushi/document.html](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/ninushi/document.html)  
[http://www.mlit.go.jp/sojoseisaku/environment/sosei\\_environment\\_tk\\_000002.html](http://www.mlit.go.jp/sojoseisaku/environment/sosei_environment_tk_000002.html)  
[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/procedure/pdf/140422teiki\\_kinyuyouyou.pdf](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/pdf/140422teiki_kinyuyouyou.pdf)  
[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/procedure/pdf/teiki\\_sakusei\\_point\\_v2\\_0.pdf](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/pdf/teiki_sakusei_point_v2_0.pdf)  
[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/ninushi/pdf/teikihokoku\\_vorvo.pdf](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/ninushi/pdf/teikihokoku_vorvo.pdf)  
[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/004/001/](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/004/001/)

(1)ログインIDを入力します。

(2)利用申請確認画面で設定したパスワードを入力します。

(3)キャプチャ認証欄に画像表示されている文字を入力します。（左図の例では、4b68c）  
※画像で表示されるのは、5文字の英数字です。わかりにくい時は、画面を更新してください。

(4)ログインボタンを押下します。

ログイン成功時、トップ画面に遷移します。  
**※5回連続してログインに失敗すると、アカウントロック状態になります。解除するには、使用届出書を提出した窓口への連絡が必要です。**

## メール送信について

### ■ システムから自動送信されるメールは以下のとおりです。

No	メール種類	操作	宛先
1	ワンタイムURL	事業者による利用申請	事業者
2	ログインID	事業者による利用申請	事業者
3	アカウントロック解除	制度所管課室によるアカウントロック解除	解除されたユーザ
4	報告書提出	事業者(または登録調査機関)による報告書提出	事業者(または登録調査機関)
5	受理	省庁による報告書受理	事業者(または登録調査機関)
6	差戻し	省庁による報告書差戻し	事業者(または登録調査機関)
7	補正	事業者(または登録調査機関)、省庁による報告書補正	事業者(または登録調査機関)

メールの種類によって、以下の宛先にシステムから自動で送信されます。

- ・ No.1～2 【ユーザ情報詳細】 画面に入力されている「主担当者」
- ・ No.3～7 【ユーザ情報詳細】 画面に入力されている「主担当者」、「担当者1」～「担当者5」

# お知らせ表示について

- お知らせ表示される内容は以下のとおりです。

No	お知らせ種類	操作	表示先
1	受理	省庁による報告書受理	事業者(または登録調査機関)
2	差戻し	省庁による報告書差戻し	事業者(または登録調査機関)
3	補正	事業者(または登録調査機関)、省庁による報告書補正	事業者

## お問合せ先

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度に関するヘルプデスクにおいて、電子報告システム全般（操作方法等）に関するご質問に対応いたしますのでご利用ください。

- 算定・報告・公表制度ヘルプデスク

E-mail : [ghg-helpdesk@mri.co.jp](mailto:ghg-helpdesk@mri.co.jp)

TEL : 03-6858-3539

(平日 09:30~17:30、夏季休業期間、9/2及び年末年始を除く)

※ご質問をより正確にお伺いするために、できるだけメールにてお問合せをお願い致します。

本ヘルプデスクの業務は、環境省からエム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社に委託し実施しております。

※アクセスキーの再発行及びアカウントロックの解除については、38ページに記載の窓口までお問合わせください。

- Q&A (算定・報告・公表制度及び省エネ法・温対法電子報告システム)

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/qa>

- 省エネ法・温対法電子報告システム 操作説明書

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/system>



# お問合せ先

また、ユーザ登録（アクセスキーの発行等）・アカウントロック解除については以下の窓口までご連絡ください。

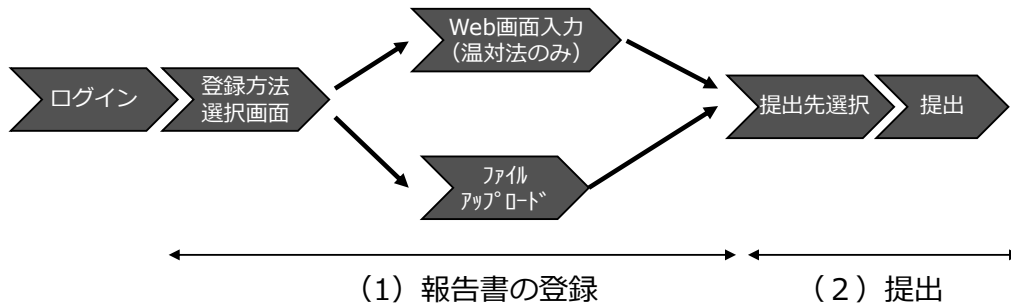
対象事業者	お問合せ先	連絡先記載URL
温対法（特定排出者）	経済産業局 又は 地方環境事務所	<a href="https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/questions">https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/questions</a>
省エネ法 （特定事業者、特定連鎖事業者、 認定管理統括事業者、特定荷主 又は認定管理統括荷主）	経済産業局	
省エネ法 （特定輸送事業者又は 認定管理統括貨客輸送事業者）	地方運輸局	<a href="http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_fr_000002.html">http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_fr_000002.html</a>

## 参考資料 （報告書提出方法等）

操作方法の詳細は省エネ法・温対法電子報告システム操作説明書をご参照ください。  
<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/system>

# 報告書提出の流れ

- 電子報告システムを利用した報告書の提出は、(1)報告書の登録及び(2)提出の2段階の操作が必要です。
- (1)報告書の登録には、web画面入力とファイルアップロードの2種類の方法があります。



## 画面操作 [報告書提出-1]

### ■ ログイン画面 ( 33ページ 業務フロー⑥、⑦)

温室効果ガス排出量 電子申請システム

**ログイン**

本システムの稼働時間は7:30～23:00です。

ログインID

パスワード

キャプチャ認証

パスワードを忘れた場合は、電子申請使用の事前届出を行った窓口へ連絡してください。

**新着情報**

**関連情報**

- ・サービステック
- ・温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度(平成27年度版)
- ・温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(様式)
- ・温対法 関連法規
- ・温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度集計結果
- ・特定排出者コード検索
- ・算定方法・排出係数一覧
- ・電気事業者別排出係数一覧
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の3における権利利益が害されるおそれの有無の判断に係る審査基準について
- ・省エネ法 報告様式・法令
- ・省エネ法 記入要領
- ・特定事業者等指定状況・エネルギー管理指定工場等指定状況

関連WebサイトのURLや本システムの操作説明書を掲示します。

- <http://qh-q-santeikohyo.env.go.jp/result/>
- <http://qh-q-santeikohyo.env.go.jp/search/>
- <http://qh-q-santeikohyo.env.go.jp/files/calc/ltiran.pdf>
- <http://qh-q-santeikohyo.env.go.jp/calc/>
- [http://qh-q-santeikohyo.env.go.jp/manual/faw21\\_3kijun/](http://qh-q-santeikohyo.env.go.jp/manual/faw21_3kijun/)
- [http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/summary/](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/) (工場等)
- [http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/proc/](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/proc/) (両主)
- [http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/ninushi/document.html](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/ninushi/document.html) (輸送)
- [http://www.mlit.go.jp/soposeisaku/environment/sosei\\_environment\\_tk\\_000002.html](http://www.mlit.go.jp/soposeisaku/environment/sosei_environment_tk_000002.html) (工場等)
- [http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/procedure/pdf/140422teiki\\_kinyuyouyou.pdf](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/pdf/140422teiki_kinyuyouyou.pdf)
- [http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/procedure/pdf/teiki\\_sakusei\\_point\\_v2\\_0.pdf](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/pdf/teiki_sakusei_point_v2_0.pdf) (両主)
- [http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/ninushi/pdf/teikihokoku\\_vorvo.pdf](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/ninushi/pdf/teikihokoku_vorvo.pdf)
- [http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/004/001/](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/004/001/)

(1)ログインIDを入力します。

(2)利用申請確認画面で設定したパスワードを入力します。

(3)キャプチャ認証欄に画像表示されている文字を入力します。(左図の例では、4b68c)

※画像で表示されるのは、5文字の英数字です。わかりにくい時は、画面を更新してください。

(4)ログインボタンを押下します。

ログイン成功時、トップ画面に遷移します。  
**※5回連続してログインに失敗すると、アカウントロック状態になります。解除するには、使用届出書を提出した窓口への連絡が必要です。**

# 画面操作[報告書提出-2]

## ■ トップ画面

ログアウト

省エネ法・温対法電子報告システム

ログイン名:事業者名1

**お知らせ**

**MEMO** 報告書受理のお知らせ  
 温対法報告書(様式第1、様式第2)受理されました。(事業者名:事業者名1、特定排出者番号:100000001)

**MEMO** 報告書補正のお知らせ  
 温対法報告書(様式第1、様式第2)が補正されました。(事業者名:事業者名1、特定排出者番号:100000001)

**MEMO** ユーザ情報(事業者)変更のお知らせ  
 ユーザ情報に変更されました。(事業者名:事業者名1、特定排出者番号:100000001)

報告書の受理や差戻しなど本システムにおける業務に関する案内を表示します。

(1)画面左側の機能メニューを選択します。

(2)選択した機能画面に遷移します。

**機能メニュー**

ユーザ情報の変更、報告書の登録など機能メニューを表示します。

●機能メニュー内容

<事業者向け>

- ユーザ情報詳細
- 報告書(届出書等)の提出準備
- 報告書(届出書等)の確認・提出・出力・修正

<登録調査機関向け>

- ユーザ情報詳細
- 確認調査結果報告書の提出準備
- 確認調査結果報告書の確認・提出・出力・修正

▲このページの先頭へ

# 画面操作[報告書提出-3]

## ■ 報告書(届出書等)登録-登録方法選択画面

報告書(届出書等)の提出は以下の手順で行います。

1. 報告書本体(事業者)の新規登録
2. 添付資料等登録(複数添付化可、省略も可)
3. 入力チェック(必要に応じてファイル出力して社内決済等)
4. 提出

最初に報告書の新規登録を行います。

ユーザ管理

ユーザ情報詳細

報告書(届出書等)の登録・提出

①報告書(届出書等)の提出準備

②報告書(届出書等)の確認・出力・提出・修正

### 報告書の登録

登録方法を選んでください。

Web入力(温対法報告書のみ)

報告書のファイルアップロード

(1)機能メニューの「①報告書(届出書等)の提出準備」の選択で本画面が表示されます。

(2)登録方法(Web入力/ファイルアップロード)を選択します。

**Web入力選択時:**  
 温対法報告書Web入力画面に遷移します。  
**報告書のファイルアップロード選択時:**  
 報告書(届出書等)ファイルアップロード画面に遷移します。

# 画面操作[報告書提出-4]

## ■ 温対法報告書Web入力

報告書(届出書等)の登録・届出

- ①報告書(届出書等)の届出準備
- ②報告書(届出書等)の確認・出力・届出・修正

表紙	第1表	第2表	第3表
第5表	第6表	様式第2	

温室効果ガス算出排出等の報告書 本報告書は、特定排出者ごとに作成してください。  
\*は必須項目です。

届出先   
日付の形式(yyyyMMdd)で入力してください。

郵便番号   
郵便番号の形式(NNN-NNNN)で入力してください。

GJ(法人)   
報告者の住所

GJ(法人)   
報告者の氏名

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号、以下「法」という。)第21条の2第1項及び第2項の規定により、温室効果ガス算出排出量に関する事項について、次のとおり報告します。

特定排出者コード    
\*特定排出者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付された番号を入力してください。

特定事業者番号(特定連続化事業者番号)    
\*省令で定められた特定事業者又は特定連続化事業者として指定されている場合に入力してください。

GJ(法人)   
特定排出者の名称

(前回の報告における名称)   
\*事業者名の変更、企業の合併、分割などで前回に報告した名称と今回報告する名称と異なる場合に入力してください。

〒

その他の関連情報の 提出の有無  有  無  
\*法第21条の8第1項の規定による様式第2号温室効果ガス算出排出量の増減の状況に関する情報その他の情報も提出する場合は、「有」にチェックをつけてください。

担当者(問い合わせ先)

部署

GJ(法人)   
氏名

電話番号

補足コメント

↓

次頁へ

(1)【登録方法選択】画面より、Web入力を  
選択することで温対法報告書Web入力  
画面に遷移します。

(2)表紙、第1表～第6表、様式第2の情報を入力  
します。  
途中で入力を中断して確認画面へ進むことも  
可能です。その場合、入力情報は一時保存され、  
次回、入力中断時の状態から入力を再開する  
ことが可能です。

(3)確認画面へボタンを押下します。

# 画面操作[報告書提出-5]

## ■ 温対法報告書Web入力(続き)

確認画面を経て

温室効果ガス排出量 電子申請システム

ユーザ管理

ユーザ情報詳細

報告書(届出書等)の登録・届出

①報告書(届出書等)の届出準備

②報告書(届出書等)の確認・出力・届出・修正

ログイン名: 事業者A

温対法報告書Web編集完了

温室効果ガス算出排出等の報告書の編集が完了しました。

[報告書基本情報へ戻る](#)

- 本画面での登録では、報告書が入力チェック前の状態で登録されます。
- 報告書基本情報画面に遷移し、添付ファイル等があれば登録します。
- 報告書基本情報画面より本画面に遷移し、再度、編集することも可能です。

(4)【温対法報告書Web入力(内容確認)】  
画面に遷移し、登録ボタンを押下します。

【温対法報告書Web入力完了】画面に  
遷移します。

# 画面操作 [ 報告書提出-6 ]

## ■ 報告書 (届出書等) ファイルアップロード

**【登録方法選択】** 画面より、ファイルアップロードを選択することで本画面に遷移します。

**(1) 報告書種別を選択します。**

**(2) ファイル形式を選択します。**  
 ● 選択できるファイル形式  
 ・XML ・EXCEL ・WORD  
 ・PDF ・一太郎  
 ※報告書種別により異なります。

**(3) 参照ボタンを押下してファイルを選択します。**

**(4) アップロードボタンを押下します。**

● 選択できる報告書種別は32ページ参照

報告書提出は、当該年度分のみ行えます。

本画面でアップロードしても提出とはなりません。報告書(届出書等)一覧か

■ 本画面での登録では、報告書が入力チェック前の状態で登録されます。  
 ■ 報告書基本情報画面に遷移し、添付ファイルがあれば登録します。  
 ■ 報告書基本情報画面より本画面に遷移し、再度、ファイルアップロードすることも可能です。



# 画面操作 [ 報告書提出-7 ]

## ■ 添付資料等アップロード (報告書基本情報画面)

報告書 (届出書等) 一覧画面の詳細ボタン押下時、温対法Web入力完了時、報告書ファイルアップロード完了時に本画面に遷移します。

**(1) 省エネ法的報告書指定表、温対法様式第1別紙、温対法様式第2をアップロードする場合は「ファイル追加」行を使用します。**

**(2) 様式・ファイル形式、ファイルを選択し追加ボタンを押下します。**  
 登録したファイルが追加された形で、本画面が再表示されます。  
 添付資料の差し替えや追加の際も同様の操作を行います。

**(3) 添付資料のアップロードを行います。ファイルを選択し、新規アップロードボタンを押下します。**  
 添付資料がない場合には本操作は省略可能です。

Web入力した報告書 (温対法) は、本画面のダウンロード開始ボタンの押下により、PDF、EXCEL、XMLファイルでダウンロードすることが可能です。

# 画面操作[報告書提出-8]

## ■ 報告書入力チェック・提出

◀ ログアウト

電子申請システム

報告書(届出書等)一覧

報告年度: 2015 年度

事業者名: 事業者名1

登録済みの報告書データの一覧が表示されます。

報告書	ステータス	登録日時	最終更新日時	詳細	提出		取り消し
					提出先	提出	
温対法報告書(様式第1、様式第2)	差戻し済	2015年02月10日 15:10	2015年02月10日 15:10	詳細	—	提出	取り消し
省エネ法定期報告書(工場等)	一時保存データなし	—	—	—	—	提出	取り消し
省エネ法定期報告書(特定荷主)	取り下げ済	2015年02月10日 14:25	2015年02月10日 14:25	詳細	—	提出	取り消し
省エネ法定期報告書(貨物)	一時保存データあり	2015年02月13日 13:50	2015年02月23日 13:22	詳細	入力チェック	提出	取り消し
省エネ法定期報告書(旅客)	一時保存データなし	—	—	—	—	提出	取り消し
省エネ法定期報告書(航空)	差戻し済	2015年02月06日 17:11	2015年02月13日 17:33	詳細	—	提出	取り消し
省エネ法中長期計画書(工場等)	提出済・確認済	2015年02月04日 14:00	2015年02月04日 14:00	詳細	—	提出	取り消し
省エネ法計画書(特定荷主)	一時保存データあり	2015年02月17日 10:56	2015年02月17日 10:56	詳細	—	提出	取り消し
省エネ法特定荷主指定取消申出書	一時保存データなし	—	—	—	—	提出	取り消し
省エネ法特定輸送事業者指定取消申出書	一時保存データなし	—	—	—	—	提出	取り消し
省エネ法中長期計画書(貨物)	一時保存データあり	2015年02月17日 11:05	2015年02月17日 11:05	詳細	—	提出	取り消し
省エネ法中長期計画書(旅客)	一時保存データあり	2015年02月17日 11:00	2015年02月17日 11:00	詳細	—	提出	取り消し
省エネ法中長期計画書(航空)	一時保存データなし	—	—	—	—	提出	取り消し

(1)ステータスが提出前の報告書について**入力チェックボタン**を押下します。  
※入力チェックが可能な報告書は次ページに示す報告書に限られます。

(2)入力チェックでエラーが発生した場合には、本画面より当該報告書の詳細リンクを押下して報告書基本情報画面に遷移し、**Web入力による修正(温対法)**又は**修正ファイルの再アップロード**により、報告書の再登録を行います。その後、再度、入力チェックを行います。

(3)入力チェックでエラーが無くなると**提出ボタン**が表示されますので、提出ボタンを押下し【提出先選択】画面に遷移します。

▶ 前のメニューの検索

# 画面操作[報告書提出-9]

## ■ 入力チェックが可能なファイル形式

報告書		報告様式	ファイル形式	備考
省エネ法定期報告書	特定事業者、 特定連鎖化事業者又は 認定管理統括事業者	様式第9	XML	資源エネルギー庁配布 省エネ法定期報告書作成支援ツールより出力
	特定荷主 又は 認定管理統括荷主	様式第30		
温対法報告書	特定排出者	様式第1 様式第2	WEB	電子報告システム画面から直接入力
			XML	温対法報告書作成支援ツールより出力

※上記以外の報告書のファイル形式（Word、PDF、一太郎）は、提出時にチェックは行われませんが提出は可能です。  
 ※省エネ法定期報告書作成支援ツール及び温対法報告書作成支援ツールは最新のバージョンをご利用ください。

# 画面操作[報告書提出-10]

## ■ 報告書提出（提出先選択画面）

● ログアウト

温室効果ガス排出量 電子申請システム

報告書（届出書等）一覧画面で提出ボタンを押下することで、本画面に遷移します。

ユーザ管理 ユーザ情報詳細	提出先選択
報告書(届出書等)の登録・提出	基本情報
①報告書(届出書等)の提出準備	報告年度: 2015 年度
②報告書(届出書等)の確認・出力・提出・修正	報告書: 省工不法計画書(特定商主)(省工不法施行規則様式第19)
	特定排出者コード: 100000001
	報告書形式名

(1)複数省庁に提出する場合には、**追加ボタン**を押下し、提出先を追加します。  
(過年度の報告書提出実績があれば、過年度の提出先を初期表示します。)

提出先選択					
追加					
(主)	省庁名	地方支分部局	担当課・室	説明	削除
<input checked="" type="checkbox"/>	経済産業省	沖縄総合事務局	仮:沖縄総合事務局〇課	本年度の前の提出先を抽出	行削除
<input type="checkbox"/>	防衛省	(本省)	仮:防衛〇課	本年度の前の提出先を抽出	行削除

主を必ず一つは選択するようして下さい。

(2)主たる省庁を1つ以上選択します。  
省工不法定期報告書（様式第9）及び温対法報告書においては、報告書に記載した主たる事業の所管省庁と、(主)のチェックが一致するようにしてください。

(3)確認画面へボタンを押下することで提出先確認画面が表示されます。

(4)提出するボタンを押下します。

(5)【報告書提出完了】画面に遷移します。  
本画面表示により、一連の報告書の登録・提出作業は完了です。  
報告書提出を行うと、当該事業者または登録調査機関に対して、報告書が提出されたことを通知するメール送信及びトップ画面へのお知らせ表示を行います。

報告書提出完了

報告書の提出が完了しました。

報告書(届出書等)一覧へ戻る

確認画面を経て

# 画面操作[取り下げ-1]

## ■ 取り下げ依頼画面

登録調査機関による確認調査結果報告書に関する提出ファイル一覧

報告書	ステータス	登録日時	最終更新日時	詳細	提出	取り下げ依頼	削除
温対法報告書(様式第1、様式第2)	差戻し済	2015年02月10日 15:10	2015年02月10日 15:10	詳細	—	提出	取り下げ依頼
省工不法定期報告書(工場等)	一時保存データなし	—	—	—	—	提出	取り下げ依頼
省工不法定期報告書(特定商主)	取り下げ済	2015年02月10日 14:25	2015年02月10日 14:25	詳細	—	提出	取り下げ依頼
省工不法定期報告書(貨物)	一時保存データあり	2015年02月13日 13:50	2015年02月23日 13:22	詳細	入力チェック	提出	取り下げ依頼
省工不法定期報告書(航空)	差戻し済	2015年02月06日 17:11	2015年02月13日 17:33	詳細	—	提出	取り下げ依頼
省工不法中長期計画書(工場等)	提出済・確認済	2015年02月04日 14:00	2015年02月04日 14:00	詳細	—	提出	取り下げ依頼

(1)報告書（届出書等）一覧画面より、取り下げ対象データの**取り下げ依頼ボタン**を押下します。

**取り下げ依頼**

取り下げ依頼事由を入力してください。

基本情報	2015年度
報告書	温対法報告書
報告対象事業者	〇〇〇〇〇〇株式会社
報告書形式	XML
提出先	◎経済産業省 / 本省企画課 国文省 / 本省航空局 ◎は主たる事業所管官庁 環境省 / 地方環境事務所

**取り下げ依頼事由**

取り下げ依頼事由

〇〇〇〇〇〇のため、取り下げを依頼いたします。

戻る    **確認**

■ 提出先の全省庁が受理前の場合には自動で取り下げられます。  
この場合は、取り下げ依頼事由の入力は不要です（取り下げ依頼事由の入力欄は表示されません）

■ 受理済みの省庁がある場合には、受理済みの省庁が取り下げ確認を行うことで取り下げが完了します。

(2)取り下げ依頼事由を入力します。

(3)確認ボタンを押下します。

# 画面操作[取り下げ-2]

## ■ 取り下げ依頼画面

**取り下げ依頼**

以下のファイルの取り下げを依頼しますか？

**基本情報**

報告年度	2015年度
報告書	温対法報告書
報告対象事業者	○○○○○○株式会社
報告書形式	XML
提出先	◎経済産業省 / 本省企画課
◎は主たる事業所官庁	国交省 / 本省航空局
	環境省 / 地方環境事務所

取り下げ事由

○○○○○○のため、取り下げを依頼いたします。

**取り下げ依頼完了**

ファイルの取り下げ依頼が完了しました。

[トップページ](#)

(1)取り下げ確認画面が表示されます。

(2)内容を確認後、**確定ボタン**を押下します。

(3)【**取り下げ完了**】画面に遷移します。  
(報告書が取り下げられます。) 報告書基本情報画面より、再度、報告書の登録を行います。

# 画面操作[差戻し]

## ■ 差戻し確認（報告書基本情報画面）

◀ ログアウト

温室効果ガス排出量 電子申請システム

ユーザ管理

ユーザ情報詳細

報告書(届出書等)の登録・提出

①報告書(届出書等)の提出準備

②報告書(届出書等)の確認・出力・提出・修正

**報告書基本情報**

**基本情報**

報告年度	2015年度
報告書	温対法報告書(様式第1、様式第2)
特定排出者コード	100000001
報告書形式名	Web入力

**報告書ステータス履歴**

ステータス	日時	提出先 (◎:主たる事業所管省庁)	差戻し名
差戻し済	2015/02/11 12:00	◎環境省/(本省)版:環境○○課	担当AA
提出済・確認前	2015/02/10 16:10	◎環境省/(本省)版:環境○○課	-
一時保存データあり	2015/02/10 15:10	-	-

**報告書本体**

Web編集  本体一括ダウンロード形式選択

**添付資料**

新規アップロード  ファイル形式

**差戻し理由**

差戻し理由を登録した  
全省庁の差戻し理由が  
表示されます。

(1)省庁側の差戻し操作により、メール送信及びお知らせが表示されます。

(2)報告書（届出書等）一覧画面より、差戻し対象データの詳細ボタンを押下すると、本画面に遷移します。

(3)差戻し事由を確認します。

(4)本画面よりWeb入力による修正（温対法）又は修正ファイルの再アップロードにより、報告書の再登録を行います。

(5)報告書（届出書等）一覧画面へリンクを押下し、報告書（届出書等）一覧画面に遷移します。

(6)以降は、報告書入力チェック及び提出の操作を再度実施してください。



# 画面操作 [ユーザ情報変更-1]

## ユーザ情報変更

省エネ法・温対法電子報告システム

ユーザ情報管理: ユーザ情報

ユーザ情報  
詳細  
報告書(届出書等)の登録・提出  
報告書(届出書等)の提出準備  
報告書(届出書等)の確認・出力・提出・修正

(1)画面左側の機能メニューより「ユーザ情報詳細」を選択すると【ユーザ情報詳細】画面に遷移します。

(2)ユーザ情報詳細画面でユーザ情報変更ボタンを押下します。

(3)【ユーザ情報変更】画面に遷移します。

(4)変更内容を入力します。

(5)ユーザ情報変更確認画面へボタンを押下します。

●ユーザ情報変更可能項目

- 都道府県名
- 郵便番号
- 住所
- 住所(ふりがな)
- 主担当者(部署/役職名、担当者名、担当者名(ふりがな)、電話番号、メールアドレス)
- 担当者1~担当者5
- パスワード

特定事業者番号(特定連絡化事業者番号)	※省エネ法(特定事業者・特定連絡化事業者)のみ	2000001
特定向主番号	※省エネ法(特定向主)のみ	300001
特定輸送事業者指定番号	※省エネ法(特定輸送事業者)のみ	400000001
事業者名	事業者名1	じぎょしゃめいしち
事業者名(ふりがな)	事業者名(ふりがな)	じぎょしゃめいしち
都道府県名	都道府県名	東京都
郵便番号	郵便番号	100-0001
住所	住所	東京都中央区浜島1-1-1
住所(ふりがな)	住所(ふりがな)	とうきょうとひんしまようしち
部署役職名	部署役職名	管理部
担当者名	担当者名	主担当者1
担当者名(ふりがな)	担当者名(ふりがな)	しげたんどうしめいしち
電話番号	電話番号	03-1111-1111
メールアドレス	メールアドレス	aaaaa@aaa.jp
パスワード	パスワード(※確認)	*****

※パスワードを変更する場合は、パスワード(※確認)の2箇所を同じパスワードを入力してください。  
※パスワードは、英大文字、英小文字、数字、記号の4種類の文字を各も8個以上の文字列とすること。

ユーザ情報変更確認画面へ

# 画面操作 [ユーザ情報変更-2]

## ユーザ情報変更

温室効果ガス排出量 電子申請システム

ログイン名: 事業者名1

ユーザ情報管理: ユーザ情報変更確認(事業者)

ユーザ情報  
詳細  
報告書(届出書等)の登録・提出  
報告書(届出書等)の提出準備  
報告書(届出書等)の確認・出力・提出・修正

【ユーザ情報変更確認】画面でユーザ情報変更確定ボタン押下で、【ユーザ情報詳細】画面に遷移し、変更後のユーザ情報が表示されると、一連のユーザ情報変更操作は完了です。

特定事業者番号(特定連絡化事業者番号)	※省エネ法(特定事業者・特定連絡化事業者)のみ	2000001
特定向主番号	※省エネ法(特定向主)のみ	300001
特定輸送事業者指定番号	※省エネ法(特定輸送事業者)のみ	400000001
事業者名	事業者名1	じぎょしゃめいしち
事業者名(ふりがな)	事業者名(ふりがな)	じぎょしゃめいしち
都道府県名	都道府県名	東京都
郵便番号	郵便番号	100-0001
住所	住所	東京都中央区浜島1-1-1
住所(ふりがな)	住所(ふりがな)	とうきょうとひんしまようしち
部署役職名	部署役職名	管理部
担当者名	担当者名	主担当者1
担当者名(ふりがな)	担当者名(ふりがな)	しげたんどうしめいしち
電話番号	電話番号	03-1111-1111
メールアドレス	メールアドレス	aaaaa@aaa.jp
パスワード	パスワード	*****

ユーザ情報変更画面へ戻る | ユーザ情報変更確定